

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四号様式中「500」を「3300」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。